

柳井市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、柳井市（以下「市」という。）が交付する浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定するものであって、同法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。（小規模店舗等を併接した住宅を含む。）

(補助対象地域)

第3条 補助対象となる地域は、別表第1に定める地域とする。

(補助対象施設)

第4条 補助対象となる施設は、補助対象地域において専用住宅に設置する処理対象人員10人以下の浄化槽であり、この事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省室長通知）に適合するものであること。

(補助金の交付)

第5条 市は、補助対象地域において、自己の居住の用に供する専用住宅に補助対象施設を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、補助対象施設を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 補助事業の期間内に補助対象施設を設置することができない者
- (4) 販売、賃貸等の目的で補助対象施設を設置する者
- (5) 家屋の新築又は増築により補助対象施設を設置する者のうち、本市における汚水処理未普及解消につながらないと市長が認める者
- (6) 既存の浄化槽を廃して新たに補助対象施設を設置する者。ただし、災害に伴い設置する者を除く。

(7) 市税を滞納している者

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象施設の設置に要する費用（流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。）に相当する額（当該金額に千円未満の端数がある場合は、これを切捨てる。）とし、別表第2の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度とする。ただし、令和3年度の下水道事業の見直しにより、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）から除外された区域については、令和12年度までの間、別表第3の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 確約書（下水道事業計画区域のみ）
- (2) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書及び受理書の写し又は建築確認済証及びし尿調書の写し
- (3) 放流計画図
- (4) 浄化槽登録証及び浄化槽登録管理票（C票）
- (5) 浄化槽型式適合認定書類の写し
- (6) 補助対象施設設置工事に係る見積書の写し
- (7) 工事請負契約書の写し
- (8) 市税完納証明書又はこれに代わるもの（申請日前1か月以内のもの）
- (9) 設置場所図
- (10) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定及び通知書類)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（別記第3号様式）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第9条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに変更承認申請書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助金に係る事業完了日から30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに実績報告書(別記第5号様式)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 設置検査確認表(チェックシート)

(2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)

(3) 放流完成図

(4) 補助対象施設設置工事に係る領収書の写し

(5) 法定検査受検に係る誓約書

(6) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査手数料の払込領収書又は検査依頼書の写し

(7) 設置場所図

(8) 補助対象施設に設置工事が適正に行われたことが明らかとなるような着工前、工事中の各工程及び完成後の一連の写真

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査及び現地調査を行い、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書(別記第6号様式)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(別記第7号様式)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金に交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場確認)

第15条 市長は、補助事業を適正に執行するため、補助対象施設の設置工事の状況を補助対象者に報告を求め、又は施工の現場において確認することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成17年2月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行し、改正後の要綱別表第2の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象地域	
柳井市全域のうち、次に定める区域を除く地域とする。	
<p>(1) 下水道事業計画区域 ただし、污水管布設敷に権原を有する者から污水管の布設に対する許可又は同意を得られない地域、地理的条件により污水管の布設が困難であると認められる地域及び令和3年度下水道事業の見直しにより下水道事業計画区域から除外された区域を除く。</p>	
<p>(2) 柳井市農業集落排水施設条例（平成17年柳井市条例第104号）第2条に規定する区域 ただし、污水管が近接して布設されていない地域及び地理的条件により污水管への排水設備の接続が困難であると認められる地域を除く。</p>	
(3) 公共下水道区域外流入区域	
(4) その他市長が指定する区域	

別表第2（第6条関係）

補助金額		
1. 人槽区分	2. 限度額	3. 備考
5人槽	332,000円	
6～7人槽	414,000円	
8～10人槽	548,000円	

別表第3（第6条関係）

補助金額		
1. 人槽区分	2. 限度額	3. 備考
5人槽	664,000円	令和3年度の下水道事業の見直しにより、下水道事業計画区域から除外された区域に対し、令和12年度まで適用。
6～7人槽	828,000円	
8～10人槽	1,096,000円	